

平成22年11月消費生活相談速報



事業主の皆さん！店の名前の契約は慎重に！！

- 11月には、**但馬全体で 198件の相談・問合せ**が寄せられました。
電話機やFAXなどのリース契約を一本化する契約に切り替えたが、本当に安くなるのか・・・といった相談がありました。
〔詳細は「[11月の処方箋](#)」をご覧ください。〕
- 11月の救済額 **29件 9,683,352円**
(相談員が業者との間に入って交渉したり被害を未然に防いだりした金額)
内訳
○被害防止 23件 2,547,070円
○交渉 6件 7,136,282円
- 11月の多重債務相談は **73件**ありました。
弁護士等の専門家へ依頼したもの、自己の法的手続きを支援したものは以下のとおりです。
○弁護士・司法書士に依頼したもの 4件
○調停の手続きを支援したもの 1件
○自己破産の手続きを支援したもの 1件

基礎データ（平成22年11月）

区分	相談件数(斡旋)		救済額			多重債務	
	苦情	問合せ	被害防止	交渉	件数	相談に占める割合	
22年11月	198	36	9,683,352	7,136,282	73	36.9%	
22.4~22.11 ①	1,515	312	125,080,135	90,326,493	405	26.7%	
21.4~21.11 ②	1,346	233					
①/②×100	112.6%	133.9%	-	-	-	-	

※斡旋には処理中のものも含む。

事業主として商品購入などの契約をした場合、原則、クーリング・オフなどの消費者のための制度は利用できません。ただし、その事業に直接関係ない個人的な商品の購入やリース契約などは、消費者としてみなされます。

個別のケースにより判断されますが、**くれぐれも契約は慎重に！！**